

# 令和元年度 市原市農家レストラン事業補助金募集要領

## 1. 事業の目的

地産地消の推進及び新たな交流人口の拡大を図るため、農家レストラン事業者に対し、持続的・安定的な経営に要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

## 2. 応募の概要

### (1) 対象となる事業

以下の①～④の要件すべてを満たすものとします。

- ① 市原市内において、自家栽培したもの及び市内産農産物を、原則として端境期を除き継続して使用し、メニュー等で自家栽培や市内産である旨の表示を行っている農家レストラン事業。
- ② 農家レストランが、都市計画法第7条第2項に規定される市街化区域の外に位置していること。(※ 農家レストランの設置には、都市計画法に基づく許可が必要な場合があります。)
- ③ 国、県又は市の他の補助金の対象とならない事業であること。
- ④ 令和2年2月28日までに事業を完了し、市原市農家レストラン事業実績報告書を提出できること。

### (2) 事業実施主体

以下の①～③の要件すべてを満たすものとします。

- ① 市原市内において、農家レストランを営業中または開業予定であること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者及び暴力団関係者がいないこと。

### (3) 対象となる経費

以下の①～⑤の要件いずれかに該当するものとします。

- ① 謝金 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
- ② 旅費 事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打合せ等に参加するため及び情報発信等のための行事等への参加旅費または事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
- ③ 会場借料 会場を借り上げるために支払われる経費
- ④ 賃借料 事業遂行に必要な機械・設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費
- ⑤ 印刷製本費 事業遂行に必要な使用や印刷物作成に必要な経費

- ⑥ 消耗品費 事業遂行に必要な食事用品等の購入のために必要な経費
- ⑦ 雑役務費 事業の遂行に直接必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費
- ⑧ 原材料費 商品開発のために必要となる経費、試食会・試作品発表会等の実施のために必要となる経費
- ⑨ 広報費 パンフレット・ポスター・ホームページ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
- ⑩ 委託費 商品開発や販路拡大などのために要する調査、成分分析や品質保証表示等を得るための検査、パッケージ等のデザイン製作、試作品作製に伴う加工の委託に支払われる経費
- ⑪ 備品購入費 備品の購入のために必要な経費で、補助金の目的が達成されるものであり、かつ汎用性が低いものに限る

#### (4) 補助金の額

補助金の額は上記の補助対象経費の額とし、100万円を限度とします。

※ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該部分の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助率（前項の補助金の額を補助対象経費の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があるときは、補助対象経費の額から当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとします。

### 3. 募集期間

令和元年5月15日（水）～令和元年6月5日（水）（必着）

### 4. 応募方法

事業提案書に必要な事項を記入し、農林業振興課まで郵送または持参してください。

※ 事業提案書は市原市のウェブサイトからダウンロードできます。

### 5. 申込み・問合せ先

市原市 経済部 農林業振興課 地産地消係

〒290-0253 市原市安須980番地 市原市農業センター内

TEL 0436-36-4187

FAX 0436-36-5662

E-mail nougyoushinkou@city.ichihara.lg.jp

※ 申込・問合せの受付は土・日・祝日を除く、8:30～17:15となります。

## 6. 選考方法・結果通知

事業提案書の内容について、下記の選考基準に基づいて審査を行い、適当と認めるときは、これを採択するものとします。なお、応募者が複数ある場合は、審査結果上位のものから予算の範囲内で採択するものとします。選考結果は、応募者に書面にて通知します。

※ 審査にあたり、必要に応じて応募者へヒアリングを行うことがあります。

※ 下記のすべての項目について、一定の基準を満たしていない場合は、応募者数に関わらず不採択となります。

### ○選考の基準

1 地域資源の活用	事業目的を理解し、本市の地域資源を活用した新たな価値の創出や、魅力の発信につながる取り組みとなっているか。
2 実現性	具体性のある実現可能な企画や組織体制となっているか。 適切な経営能力や業務遂行能力を有しているか。
3 発展性	当該事業が一過性のものではなく、事業者のビジョンや計画に基づくものであり、今後の更なる事業展開などが期待できるか。
4 波及効果	地産地消の推進・交流人口の増加など、地域の活性化が期待できるか。

## 7. その他留意事項

### (1) 事業提案書の書き方

- ① 事業提案書に虚偽の記載や記入漏れ、必須となっている添付書類の添付漏れなど不備等がある場合は、審査対象となりませんので、注意して作成してください。
- ② 事業提案書等に要する一切の費用は応募者の負担とします。
- ③ 書類の記入については、鉛筆は使用しないでください。
- ④ 事業者の規約、定款、広報等の活動がわかるような書類がありましたら添付してください。

### (2) 応募に際して

提出された書類はお返しできませんので、必要に応じて提出前にコピー等を取っておいてください。

### (3) 補助金の交付に関して

「市原市農家レストラン事業費補助金交付要綱」に定められた内容に従ってください。

### (4) その他

本事業の要綱や各種様式については、市原市のウェブサイトに掲載しています。

## 8. 応募及び採択後の流れ

内は手続きに必要な提出書類です。

※は「市原市農家レストラン事業補助金交付要綱」に定められた書式です。

①応募	<p>申請者は下記書類に必要な事項を記入して応募してください（趣旨に合致しないものについては受理しませんのでご注意ください）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業提案書</li> <li>• 事業者の活動がわかる書類(規約等)があれば添付してください。</li> </ul>
②選考	<p>市は事業提案書の内容について審査し、選考基準に基づき選考を行います。また、必要に応じてヒアリングや事業説明をお願いする場合があります。なお、提案内容について関係団体に意見照会する場合があります。</p>
③結果の通知	<p>市は選考結果を「採択（不採択）通知書」により申請者に通知します。</p>
④補助金交付申請	<p>申請者は採択された日から2週間以内に下記書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金交付申請書（※） （補助対象者の概要書、事業計画書、事業収支予算書などを添付）</li> <li>• 「納税完納証明書」（個人事業者の場合は個人名、法人の場合は法人名の証明書となります。）</li> </ul>
⑤補助金交付決定	<p>市は補助金の交付を決定したときは「補助金交付決定通知書」により通知します。</p>
⑥事業の実施	<p>⑦前金払</p> <p>前金払を受ける場合は下記書類を提出してください。（決定額の1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金前金払申請書（※）</li> <li>• 補助金前金払請求書（※）</li> </ul>
⑧実績報告	<p>申請者は事業終了後に「事業完了報告書」を提出してください。（2月末まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業実績報告書（※） （収支決算書、事業完了報告書、事業経費に係る領収書などを添付）</li> </ul>
⑨事業の検証	<p>市は実績報告書をもとに事業の成果、課題等についてヒアリングを行います。</p>
⑩補助金の額の確定	<p>市は「補助金交付確定通知書」により補助金額を申請者に通知します。</p>
⑪補助金の請求	<p>申請者は下記の書類により市に補助金を請求してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金交付請求書（※）</li> </ul>
⑫補助金の交付	<p>市は⑪の請求にもとづき補助金を交付します。</p>